



ひとくらしみらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和5年6月27日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 洞口 宗彦

賃金指導官 伊藤 栄樹

電話 022(299)8841

宮城地方最低賃金審議会を開催します

宮城労働局（局長 たけうち 竹内 あきら 聡）は7月5日、下記により第1回宮城地方最低賃金審議会を開催します。

今回の審議会では、現行時間額883円とされている宮城県最低賃金の改正について諮問を行う予定です。

諮問が行われますと、審議会は、最低賃金法の規定に基づき、最低賃金に関する基礎調査、今年度の春闘状況、経済情勢等の各種指標、中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の目安額等を参考に調査審議を行い、後日、宮城労働局長に答申することになります。

記

- 1 日時 令和5年7月5日（水）午後2時00分～
- 2 場所 仙台サンプラザ 1階「ローズ」
（宮城県仙台市宮城野区榴岡5丁目11-1）
- 3 議題 宮城県最低賃金の改正について（諮問）他
- 4 その他

本審議会は公開することとしていますが、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、頭撮り及び諮問文手交の様相についての撮影を除き、審議中の写真撮影等をご遠慮いただきます。

なお、詳細は別添をご覧ください。

令和5年度第1回宮城地方最低賃金審議会の開催について

令和5年6月6日

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和5年7月5日(水)午後2時00分から
- 2 場所 仙台サンプラザ1階ローズ(宮城県仙台市宮城野区榴岡5丁目11-1)
- 3 議題 (1)宮城県最低賃金の改正決定の諮問について
(2)宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止について
(3)その他
- 4 傍聴者数 10名まで
- 5 申込要領
 - (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号(6月28日(水)午前9時から午前11時までに連絡できる番号)を御記入の上、ファックス又は葉書にて下記のあて先までお申し込みください。
申込締切日は6月27日(火)(必着)です。
郵便番号 983-8585(住所記載省略可)
あて先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
宮城労働局労働基準部 賃金室 あて
問合せ先 電話番号 022-299-8841
ファックス番号 022-295-3668
 - (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選させていただきます。傍聴の可否については、6月28日(水)午前9時から午前11時までの間に電話にて御連絡させていただきます。
 - (3) 審議会当日は、審議会開会予定の5分前(午後1時55分)までに、仙台サンプラザ1階ローズ入口前にお出でください。なお、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが証明できるものを御持参ください。
 - (4) 傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、会長が退出を命じる場合があります。
 - (5) 会場には有料駐車場がございますが、数に限りがありますので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、会長及び最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

以上

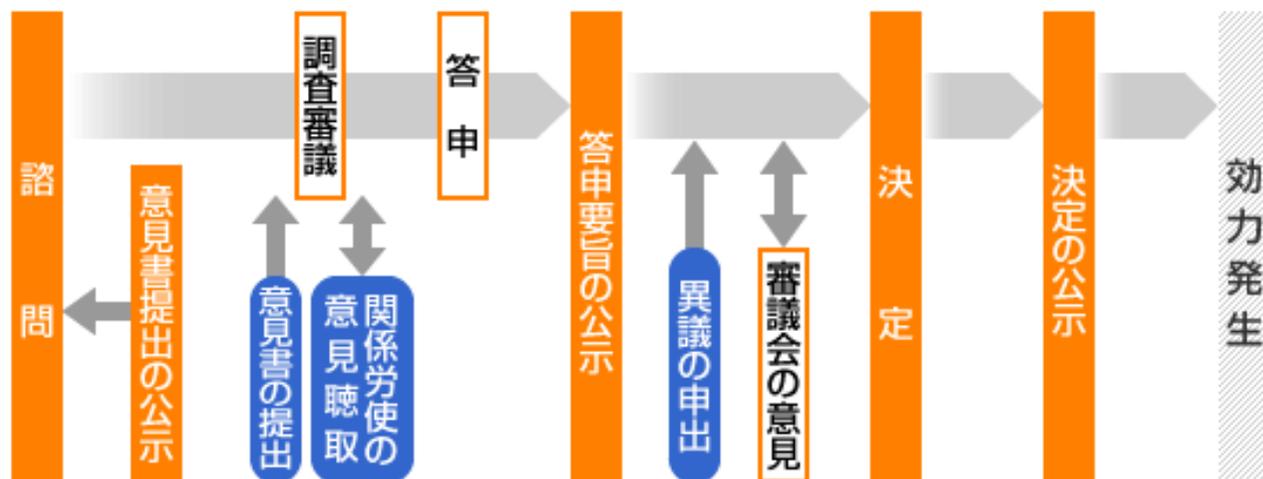
宮城県最低賃金の改定状況の推移

年度	時間額	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成20年	653	14	2.19	平成20年10月24日
平成21年	662	9	1.38	平成21年10月24日
平成22年	674	12	1.81	平成22年10月24日
平成23年	675	1	0.15	平成23年10月29日
平成24年	685	10	1.48	平成24年10月19日
平成25年	696	11	1.61	平成25年10月31日
平成26年	710	14	2.01	平成26年10月16日
平成27年	726	16	2.25	平成27年10月3日
平成28年	748	22	3.03	平成28年10月5日
平成29年	772	24	3.21	平成29年10月1日
平成30年	798	26	3.37	平成30年10月1日
令和元年	824	26	3.26	令和元年10月1日
令和2年	825	1	0.12	令和2年10月1日
令和3年	853	28	3.39	令和3年10月1日
令和4年	883	30	3.52	令和4年10月1日

最低賃金決定までの流れ

■地域別最低賃金

- 都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)が行う事項
- 最低賃金審議会が行う事項
- 労働者又は使用者が行う事項



(注)労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)に提出することにより行うこととされている。